b　財産評定額との差額の処理

㈠　実質売却価格が当該評定額（分割して売却する場合には財産評定額を評価額で按分した額）を上回る場合

aの割付を受けた担保権者が当該更生担保権額を超えて受けた弁済については、当該担保権者が有していた権利変更前の一般更生債権元本に対する弁済と扱い、権利変更前の一般更生債権元本は、a㈠および㈢に基づく割付を受けた限度で認可決定時に遡って減額されたものとみなす。当該更生担保権者が、この減額分に対応する一般更生債権元本について既に弁済を受けていた場合には、既弁済額をaの弁済時に控除する。

㈡　実質売却価格が財産評定額（分割して売却する場合には財産評定額を評価額で按分した額）を下回る場合

aの割付を受けた更生担保権者が受けた弁済と当該更生担保権額との差額は、一般更生債権と同様に扱うものとし、当該更生担保権者が有する権利変更前の一般更生債権は、その差額に相当する分、認可決定時に遡って増額されたものとみなす。この増額分に対応する一般更生債権について既に弁済期が到来している場合には、これにかかる弁済の不足分をa㈣の弁済と同時に支払う。

③　認可前に売却した場合

②の弁済額および弁済方法の定めにかかわらず、本更生計画認可決定前に裁判所の許可を受けて売却した処分予定不動産があるときは、管財人は、売却代金から所定の費用を控除した実質売却価格相当の金額について預金担保変換を行い、第１回定期弁済日に②aに準じて同預金を取り崩して弁済する。この預金担保変換を行った額が当該処分予定不動産にかかる当該評定額と異なっている場合は、②bを準用する。

④　売却できなかった場合

平成25年６月末日までに売買契約が締結できなかった場合、またはそれまでに売買契約を締結したとしても平成25年６月末日までに決済が行われなかった場合は、当該更生担保権者に対し当該更生担保権額を、継続使用不動産にかかる更生担保権と同様の方法（第２の２）により支払う。ただし、すでに弁済期が到来している分割支払金については、平成25年７月末日までに支払う。

第４　リースにかかる更生担保権

１　確定債権

２件　　合計172,709円

（内訳）

①　元本および会社更生手続開始決定日前日までの利息・損害金　　172,709円

②　更生手続開始決定日以降の利息・損害金

額未定　別表11

２　権利の変更および弁済方法

更生会社は、別表11「更生担保権弁済計画表（リース）」記載のとおり、確定更生担保権額全額を、平成22年から平成26年まで５回に分割して20％ずつを、毎年の定期弁済日までに支払う。

第３節　優先的更生債権（公租公課）の権利の変更と納付方法

１　届出債権

５件

合計26,496,280円および額未定

（内訳）

①　本税等　　12,453,286円

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　14,042,994円

③　更生手続開始決定日以降同日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があったときは、その決定の日）までの間および認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等

額未定　別表12

２　権利の変更

①　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て免除を受ける。

②　更生手続開始決定日以降同日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があったときは、その決定の日）までの間および認可決定日以降後記３に定める納付期限までの延滞金等は、更生計画認可決定確定日に全額免除を受ける。

３　納付方法

更生会社は、別表12「優先的更生債権（公租公課）納付計画表」記載のとおり、上記２による免除後の優先的更生債権額全額を、平成22年から平成24年まで３回に分割して３分の１ずつを、毎年の定期弁済日までに支払う。

第４節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

40件

合計205,373,726円および額未定

（内訳）

①　元本　　203,624,309円

②　会社更生手続開始決定日前日までの利息・損害金　　1,749,417円

③　更生手続開始決定日以降の利息・損害金

額未定　別表13

２　権利の変更および弁済方法

別表13「一般更生債権弁済計画表」のとおり、次の算式により権利の変更を行い、分割して弁済することとし、その概要は以下のとおりである。なお、下記各免除を受ける日は更生計画認可決定確定日とする。

①　利息・損害金について、その全額の免除を受ける。

②　①による免除後の確定債権額（以下「元本総額」という）30万円以下の債権者については、全額を支払う。

③　①による免除後の元本総額30万円を超える債権者については、元本総額のうち、

a　30万円以下の部分については全額を

b　30万円を超え１億2000万円以下の部分については、当該部分の10％を

c　１億2000万円を超える部分については、当該部分の５％を合算して支払い、その余について免除を受ける。

④　上記免除後の確定更生債権額全額を、平成22年から平成26年まで５回に分割して20％ずつを、毎年の定期弁済日までに支払う。

⑤　④にかかわらず、第４章で定める未確定一般更生債権の確定後、確定した一般更生債権の総額が４億円を超えた場合には、管財人は弁済未了の一般更生債権者全員に通知を発することにより次のとおり弁済方法を変更することができる。

記

①ないし③による免除後の金額から既弁済額を控除した残額について、確定した一般更生債権の総額が４億円を超えた日が属する年（その年の定期弁済日経過後の場合は翌年）から平成31年まで、均等に分割して毎年の定期弁済日までに支払う。

第５節　弁済に関するその他の事項

１　繰上弁済

①　更生担保権または一般更生債権の分割弁済に関し、管財人は、裁判所の許可を得て、各分割弁済額について、下記割引率によって計算した一括弁済日における現在価値相当額の合計額を、弁済未了のすべての更生担保権者および一般更生債権者に対して一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３カ月以内に一括弁済日を定める。

更生担保権　年３％

一般更生債権　年５％

②　①による一括弁済があったときは、①による分割弁済額の合計額から、既弁済額および一括弁済額を控除した残額につき免除を受ける。